桜井市大福地域のまちづくりに関する平成27年度予算について

資料1-1

○桜井市大福地域のまちづくりについては、昨年１２月２２日の包括協定締結を踏まえて同２５日に県及び市によるまちづくり協議会を設立
○第１回まちづくり協議会（１月２１日）等に向けて、県及び市において大福地域まちづくりに係る平成27年度事業予算（案）を整理

○包括協定に規定する役割分担に基づき、来年度事業は「桜井市は地域まちづくりの全体計画策定」、「県は県有地における拠点整備計画策定」を実施
○今後の事業実施を効率的かつ確実に進捗させるため、国庫補助金等外部資金を最大限活用する視点にも配慮し、計画策定段階から適切に役割を分担

■平成27年度　桜井市事業（案）

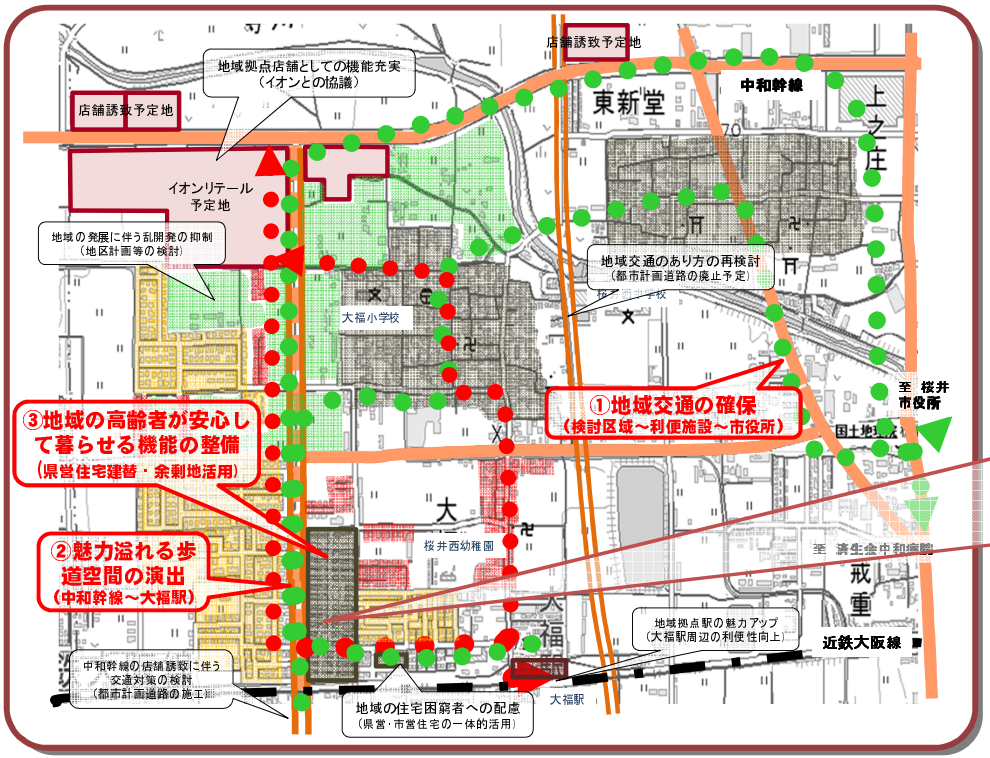

大福地域のまちづくりのための総合的な計画づくり

（事業名：「地域居住機能再生計画」策定事業）

【計画内容】
- ・大福地域のまちづくり計画
- ・地域交通（コミバス）整備基本計画
- ・市営住宅活用基本計画
- ・地域住民主体のまちづくり活動基本計画　等

事業費　約1,000万円
（国1/2、市1/2）←県1/4
包括協定による新スキームに基づき市負担の1/2を県が支援

■平成27年度　奈良県事業（案）

●県有地（県営住宅敷地）を活用した拠点整備イメージ（秋期集中討議資料より）

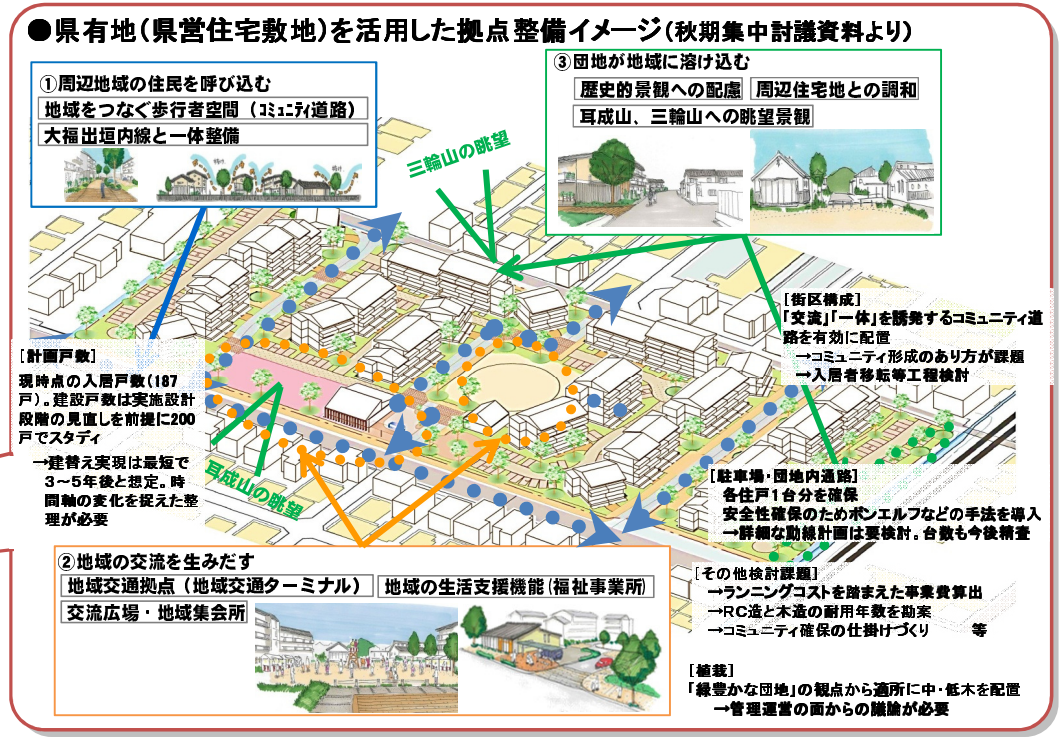

県有地を活用した拠点整備のための基本計画づくり

（事業名：「大福地域拠点整備基本計画」策定事業）

【計画内容】
- ・バスターミナル、交流広場等整備計画
- ・生活支援機能（例：地域包括ケア拠点）整備計画
- ・県営住宅建替基本計画（事業期間：H27～H35(予定)）

拠点機能整備のためには老朽化県営住宅の建替え・集約による余剰地創出等が不可欠。なお、老朽化県住の更新により安全・安心な居住環境の実現も可能

事業費　約1,900万円
（国1/2、県1/2）

平成28年度～　大福地域全体の取り組みを一事業（地域居住機能再生推進事業※）で総合的に実施

県事業：交流広場整備、県営住宅の建替えなど
市事業：地域住民活動支援、コミバス運営、市営住宅改修など

なお、県有地における「バスターミナル」、「福祉拠点施設」整備事業の実施主体・手法等については、平成27年度検討等を踏まえて決定

※：地域居住機能再生推進事業
複数の主体が居住機能の再生に向けた事業を地域居住機能再生計画に基づき実施可能。社会資本整備交付金とは別枠で国庫補助が支弁されるが、予算流用等の柔軟性は交付金と同様